

第66回 定時株主総会 招集ご通知

開催概要

<日時>

平成29年 6月28日(水)

午前10時(受付開始午前9時30分)

<場所>

東京都葛飾区立石六丁目33番1号

かつしかシンフォニーヒルズ

モーツァルトホール

目次

第66回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(提供書面)	
事業報告	14
連結計算書類	42
計算書類	45
連結計算書類に係る会計監査報告	48
計算書類に係る会計監査報告	49
監査役会の監査報告	50

株主総会にご出席される株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性等を勘案し、昨年より株主総会におけるお土産の配布をとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使に関するお願い

当社の経営に参加できる権利「議決権」をぜひご行使ください。

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。

以下をご参照いただき、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

A

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

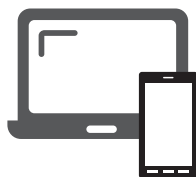
書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

C

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等による議決権行使のご案内（2頁）をご参照のうえ、パソコン等から議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は後に到着したものを、同一の日
に到着した場合はインターネットを有効とします。

証券コード 7867
平成29年6月5日

株 主 各 位

東京都葛飾区立石七丁目9番10号

株式会社 タカトミー

代表取締役社長 ハロルト・ジョージ・メイ

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月27日（火曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成29年6月28日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都葛飾区立石六丁目33番1号
かつしかシンフォニーヒルズ モーツァルトホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第66期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | | 役員賞与支給の件 |
| 第4号議案 | | 当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使
用人に対するストックオプションとしての新株予約権の募集
事項の決定を当社取締役会に委任する件 |

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 2. 受付開始は午前9時30分を予定しております。
 3. 株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意ください。
 4. 不測の事態も懸念されますので、株主ではないお子様のご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
また、当日お子様が遊ばれるコーナー等はありませんのでご了承願います。
 5. 当日は節電のため軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承願いますようお願い申し上げます。
また株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

6. 株主総会招集ご通知提供書面のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。なお、本招集ご通知提供書面及び上記書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。
株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
当社ウェブサイト <http://www.takaratomy.co.jp>
7. 本総会会場で使用する電力は風力発電によるグリーン電力を使用し、環境に配慮した運営を行っております。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net> ウェブ行使

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

ア. 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

- (a). ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer
- (b). PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で「ポップアップブロック」機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの「Cookie」使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

オ. スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 （受付時間 9:00～21:00）
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
ア. 証券会社にお座をお持の株主様
証券会社にお座をお持の株主様は、お取引の証券会社へてお問い合わせください。
イ. 証券会社にお座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】 0120 (782) 031 （受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。経営基盤の強化と利益率の向上に努めるとともに、安定的な配当の継続を基本に業績などを勘案したうえ配当金額を決定していく方針です。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び将来に備えて経営体質の強化を図ることを考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、すでに中間配当として1株につき5円を実施させていただいておりますので、年間配当金額は1株につき10円となります。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額465,519,885円

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名全員が任期満了となります。
つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	とみ やま かんたろう 富 山 幹 太 郎 (昭和29年1月22日生) 再 任	昭和57年 7 月 当社入社 昭和58年 5 月 当社取締役 昭和60年 5 月 当社取締役副社長 昭和61年12月 当社代表取締役社長 平成12年 6 月 当社代表取締役社長、C E O 平成27年 6 月 当社代表取締役会長 (現任)	2,727,464株
【取締役候補者とする理由】 長年にわたる代表取締役としての豊富な経験に基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。引き続き当社グループ経営の推進と経営の監督を遂行することができると判断し、選任をお願いするものであります。			
2	ハ ロ ル ド ・ ジョージ・メイ (昭和38年12月4日生) (オランダ生まれ) 再 任	昭和62年 1 月 ハイネケン・ジャパン株式会社入社 ア シスタント・ジェネラル・マネージャー 平成 2 年 4 月 ニッポン・リーバ株式会社 (現ユニリーバ・ジ ャパン) 入社 アシスタント・ブランド・マネ ージャー 平成12年 4 月 サンスター株式会社入社 オー ラルケア事業執行役員 平成18年 9 月 日本コカ・コーラ株式会社入社 副社長兼マーケティング本部長 平成20年11月 同社副社長兼チーフ・カスタマ ー・オフィサー 平成26年 3 月 当社入社経営顧問 平成26年 4 月 当社COO兼海外事業統括本部長 平成26年 6 月 当社代表取締役副社長、COO、海外事業 統括本部長 平成27年 4 月 当社代表取締役副社長、COO、海外戦略 室担当 平成27年 6 月 当社代表取締役社長、C E O (現任) 平成27年 9 月 TOMY Holdings,Inc.C E O (現任)	28,211株
【取締役候補者とする理由】 国際的な企業の経営者としての豊富な経験や多様な経営的見識を有しており、現在当社が 取り組んでいるグローバル化に向けた大きな改革をリードする役割を担っております。引 き続き当社グループの経営全体を牽引することができると判断し、選任をお願いするもの であります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
3	小 嶋 一 洋 (昭和36年1月4日生) 再任	昭和58年4月 三菱商事株式会社入社 平成20年4月 丸の内キャピタル株式会社執行役員 平成21年6月 当社社外取締役 平成24年4月 当社取締役常務執行役員連結戦 略局副局長 平成24年6月 当社常務取締役連結戦略局副局長 平成25年4月 当社常務取締役連結管理本部副本部長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員、CFO、連結管 理本部長、内部統制・監査部担当 平成26年10月 当社取締役常務執行役員、CFO、連結管 理本部長 平成29年4月 当社取締役専務執行役員、CFO、連結管 理本部長(現任)	98,204株
【取締役候補者とする理由】 国内投資ファンド経営者、当社経営者としての豊富な経験に基づき、企業価値向上のため連結管理体制の整備、財務基盤の強化、人事戦略を推進しております。引き続きその高い専門性と知識を経営に生かすことができると判断し、選任をお願いするものであります。			
4	こうの す たかし 鴻 巣 崇 (昭和33年1月14日生) 再任	昭和51年4月 当社入社 平成9年10月 当社エンターテインメント事業本部事業部長 平成24年4月 株式会社タカラトミーアーツ代表取締役社長 平成25年4月 当社常務執行役員キャラクター事業本部長 平成26年4月 当社常務執行役員国内事業統括本部長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員国内事業統括本部長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長 平成29年4月 当社取締役専務執行役員事業統括本部長(現任)	34,932株
【取締役候補者とする理由】 玩具事業、玩具周辺事業の業務執行経験が豊富であり、子会社社長経験と幅広い知識に基づき、企業価値向上のため中核玩具事業の強化、玩具周辺事業の拡大を推進しております。引き続きその豊富な経験と知識を経営に生かすことができると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 の 数
5	みや ぎ かく えい 宮 城 寛 映 (昭和20年6月4日生) 再 任 社外取締役 独立役員	平成9年6月 株式会社さくら銀行(現株式会社 三井住友銀行) 取締役秘書室長 平成13年6月 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常 務執行役員東京第三法人営業本部長 平成14年6月 株式会社陽栄ホールディング代表取締 役社長兼株式会社陽栄ハウジング(現 株式会社陽栄) 取締役副社長 平成16年6月 株式会社陽栄ホールディング代 表取締役社長兼株式会社陽栄ハ ウジング(現株式会社陽栄) 代表 取締役社長 平成20年6月 三井鉱山株式会社(現日本コーク ス工業株式会社) 社外監査役 平成21年6月 当社社外取締役(現任)	14,602株
【社外取締役候補者とする理由】 金融機関等経営者としての豊富な知識・経験等を生かすことができると判断し、社外取締 役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総 会終結の時をもって8年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	みと しげ ゆき 水戸重之 (昭和32年5月9日生) 再任 社外取締役 独立役員	平成元年4月 第一東京弁護士会弁護士登録 平成2年10月 TMI総合法律事務所の創設に参画 平成11年4月 同事務所パートナー弁護士(現任) 平成14年6月 株式会社タカラ社外監査役 平成14年12月 株式会社ティー・ワイ・オー社外監査役 平成18年3月 当社社外監査役 平成18年4月 早稲田大学スポーツ科学研究科(大学院)講師(現任) 平成18年5月 株式会社ブロッコリー社外監査役(現任) 平成22年1月 株式会社湘南ベルマーレ取締役(現任) 平成25年12月 筑波大学ビジネス科学研究科(企業法学専攻)講師 平成27年6月 当社社外取締役(現任) 平成28年6月 吉本興業株式会社社外取締役(現任) 平成28年6月 日本コロムビア株式会社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) TMI総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社ブロッコリー社外監査役 日本コロムビア株式会社社外監査役	7,491株
	【社外取締役候補者とする理由】 弁護士としての高い専門性や豊富な経験を生かすことができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役または社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮城寛映氏、水戸重之氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。
3. 社外取締役候補者の責任限定契約等について
 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は宮城寛映氏、水戸重之氏との間で当該契約を締結しており、宮城寛映氏、水戸重之氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
 ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
4. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、平成29年3月31日現在のものです。

第3号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役6名及び監査役4名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額116百万円（うち取締役分106百万円、監査役分10百万円）を支給することといたしたく存じます。

なお、取締役分のうち社外取締役2名に対する支給額は4百万円、監査役分のうち社外監査役3名で総額6百万円であります。

第4号議案 当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、連結業績向上に対する貢献意欲や株主を重視した経営を一層推進すること等を目的として、当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対して新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額が時価を基準に決定される、通常型ストックオプション制度を導入しております。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、連結業績向上に対する貢献意欲や株主を重視した経営を一層推進すること等を目的として、当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限、金銭の払込みの要否及び内容

(1)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権5,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式500,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払込みは、これを要しないこととする。

(3)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、当該金額が最

低必達株価である658円を下回る場合は、行使価額を658円とする。行使価額は以下の調整に服する。

- i 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

- ii 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合にはその日、その他の場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、上記の算式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- iii さらに、上記 i 及び ii に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てまたは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

③新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から平成33年10月1日まで

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数

は、これを切り上げる。

- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥新株予約権の取得条項

以下の i、ii、iii、iv または v の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑦組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」

という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後の行使価額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定する。
- ⑧新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

(平成29年3月期におけるハイライト)

- ・売上高は、2.8%の増加となりました。欧米豪地域において映画コンテンツの商品展開が一巡したものの、国内及びアジア市場での玩具販売が好調に推移したことによるものです。
- ・営業利益は、大幅に増加いたしました。利益率の高い国内玩具の販売が好調に推移したことや仕入原価の減少などによる売上総利益の大幅な増加によるものです。
- ・国内市場では、定番商品の「トミカ」「プラレール」「リカちゃん」において、既存商品ラインの充実に加え、各商品ラインの拡大を図りました。また、2016年4月からテレビアニメがスタートした次世代ベアゴマ「ベイブレードバースト」、トレーディングカードゲーム「デュエル・マスターズ」の販売が大幅に増加いたしました。年末商戦においては、新感覚ペット「うまれて！ウーモ」が大きな話題となりました。
- ・海外市場においては、映画関連商品の展開が一巡したことにより売上高が減少したものの、「ポケットモンスター」（以下「ポケモン」）20周年記念商品を発売するとともに「ポケモンGO」の人気を受け関連商品の売上が好調に推移いたしました。
- ・TOMY Internationalグループでは、前年度において、本社主導によりアメリカズ（北米・中南米）、欧州、オセアニアを直接経営管理する体制に変更し、海外事業の立て直しに取り組んでおります。その一環として、今年度第2四半期において、オセアニアにおける一部ベビー用品等の無形固定資産の減損損失を計上いたしました。
- ・東南アジアでの販売、マーケティング強化を目的として、シンガポールにおいてTOMY SOUTHEAST ASIA PTE. LTD.を開設し2016年11月より活動を開始いたしました。
- ・事業環境の変化に対応するとともに、新たな時代のおもちゃづくりを目指し、今年度第4四半期において、当社グループが今後注力するテレビまたは映画キャラクターなど新規コンテンツの取得・出資、及びスマホアプリ事業の強化等を目的とした自己株式の処分及び当社株式の売出しによる資金調達を行いました。

＜連結業績概要＞

(単位:百万円)

	前期	当期	増減	増減率(%)
売上高	163,067	167,661	4,594	2.8
営業利益	2,698	7,744	5,046	187.0
経常利益	1,459	7,823	6,363	435.9
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失(△)	△6,703	5,372	12,075	—

売上高は167,661百万円（前年度比2.8%増）と増加いたしました。

国内市場では、定番商品である「トミカ」「プラレール」「リカちゃん」において、引き続き既存商品ラインを充実させるとともに、各商品ラインの拡大を図りました。また、2016年4月からテレビアニメがスタートした次世代ベーゴマ「バイブレードバースト」、トレーディングカードゲーム「デュエル・マスターズ」の販売が大幅に増加いたしました。さらに、海外市場においても「ポケモン」が好調に推移いたしました。

営業利益は、7,744百万円（同187.0%増）と大幅に伸長いたしました。

利益率の高い国内玩具が好調に販売を伸ばしたことに加え、仕入原価などの減少に伴い売上総利益が増加したことによるものです。

経常利益は、7,823百万円（同435.9%増）と大幅に増加いたしました。

営業外収益として為替差益を計上したことなどに加え、前述のとおり営業利益が大幅に増加したことによるものです。

親会社株主に帰属する当期純利益は、5,372百万円(前年度親会社株主に帰属する当期純損失6,703百万円)と大幅に改善いたしました。

今年度の第2四半期において、TOMY International グループのオセアニアにおける一部ベビー用品等の無形固定資産の減損損失などを計上したものの、前述のとおり経常利益が大幅に増加したことによるものです。

<セグメント別業績の概況>

(単位:百万円)

	前期	当期	増減	増減率(%)
売上高	163,067	167,661	4,594	2.8
日本	108,519	131,810	23,291	21.5
アメリカズ	34,622	28,512	△6,110	△17.6
欧州	10,641	8,573	△2,068	△19.4
オセアニア	2,509	2,509	0	0.0
アジア	57,288	47,771	△9,516	△16.6
消去または全社	△50,513	△51,515	△1,002	－
営業利益または営業損失(△)	2,698	7,744	5,046	187.0
日本	8,293	10,030	1,736	20.9
アメリカズ	△1,586	197	1,783	－
欧州	△2,418	△581	1,837	－
オセアニア	△104	57	161	－
アジア	878	725	△153	△17.4
消去または全社	△2,364	△2,685	△320	－

<日本>

定番商品「トミカ」「プラレール」「リカちゃん」においては、既存商品ラインの充実に加え、各商品ラインの拡大を図りました。「トミカ」では、「トミカ」の走行遊びの世界観を広げる「トミカワールド スリリングマウンテン」が人気を集めるとともに、大人の嗜好にも応えるフォルムをリアルに再現したハイディテールコレクションモデル「トミカプレミアム」をはじめとする単品シリーズの販売がコンビニエンスストアや書店などの新たなPOA（Point of Availability：販売箇所）拡大もあり、伸長いたしました。「プラレール」では、「日本おもちゃ大賞2016」イノベティブ・Toy部門で大賞を受賞した、車両に搭載した2台のカメラの映像をスマートフォンで見ながら運転操作ができる「スマホで運転！ダブルカメラドクターイエロー」が話題を集めました。「リカちゃん」では、赤外線で反応するリアルなセルフレジを使ったお買いもの遊びができる「セルフレジでピッ！おおきなショッピングモール」が好評を得ました。また、子どもも大人も楽しめる新たな商品ラインとして、2016年6月に販売を開始した少し大人っぽいリアルクローズのリカちゃん「リカビジュアルシリーズ」が人気を博しました。さらに、ブランドとしての価値を高めるため、ツイッターやインスタグラムなどのSNSを活用した情報発信や企業タイ

アップなどを積極的に展開いたしました。

2016年4月からテレビアニメ放送が始まった次世代ベージュマ「バイブレードバースト」は、全国で開催している店頭イベントなどのプロモーション効果もあり、販売が好調に推移いたしました。トレーディングカードゲーム「デュエル・マスターズ」は前年度における商品とプロモーションの見直しにより、新規ユーザー層が増えたため販売が伸びました。年末商戦においては、タマゴを孵化させる感動体験が話題となった新感覚ペット「うまれて！ウーモ」が人気となり、メディアでも大きく取り上げられました。さらに、当社が原作を手掛けたテレビアニメ作品など、新規キャラクターの商品展開にも取り組みました。

㈱タカラトミーアーツにおいては、成田国際空港などに設置した「ガチャ」がユニークなPOAとして外国人観光客を中心に人気を集めました。また、2016年7月より稼働した、ゲーム上で捕まえたポケモンがその場で印刷され手に入れられるアミューズメントマシン「ポケモンガオーレ」が好評を博しました。

以上のとおり、定番商品に加えて重点商品などの玩具の販売が好調に推移したことや、今年度より商流変更に伴うアメリカズ向けの出荷が含まれたことから、売上高は131,810百万円(前年度比21.5%増)と前年度より大幅に増加いたしました。また、売上高の伸長に伴う売上総利益の大幅な増加により、営業利益は10,030百万円(同20.9%増)と好調に推移いたしました。

＜アメリカズ（北米・中南米）＞

アメリカズにおいては、引き続き事業の立て直しに取り組んでおり、再建策の一環である“収益性改善を目的とした事業の集中と選択”として一部ベビー商品における不採算商品から撤退を行うとともに、ベビー用品「The First Years」、「JJCole」や農耕車両玩具「John Deere」など主力の6つのブランドへ集中的に経営資源を投入いたしております。「ポケモン」においては従来商品に加え、ぬいぐるみやフィギュアなどの20周年記念商品や、ゲームと連動する主人公が身に付ける腕輪型アイテム「ポケモン Zリング」を発売するとともに、「ポケモンGO」の人気などもあり、シリーズ全体の販売が好調に推移いたしました。一方、映画コンテンツの商品展開が一巡したことに加え、農耕車両玩具やベビー、プリスクール関連商品の販売が低調に推移したため、売上高は28,512百万円（前年度比17.6%減）となりました。また、売上高が減少したものの販売費及び一般管理費を減少させたことにより、営業利益は197百万円(前年度営業損失1,586百万円)と良化いたしました。

<欧州>

欧州地域においてもアメリカズと同様に事業の立て直しに取り組んでおります。ロシア及びポーランドなどにおいて自社販売から代理店販売への転換を図り、英・仏・独に事業を集中させて事業を効率化するとともに、前年度中には組織の見直しに伴う人員削減を完了いたしました。加えて、今年度は8つの主力ブランドに経営資源を集中投下しております。

「ポケモン」においては、20周年記念商品が人気となるとともに、ぬいぐるみやフィギュア、ゲームソフト連動玩具「ポケモン Zリング」をはじめとしたシリーズ全体の販売が伸長いたしました。一方、映画コンテンツの商品展開が一巡した影響に加え、ベビー、プリスクール商品や農耕車両玩具の販売が低調に推移したことなどにより、売上高は8,573百万円（前年度比19.4%減）となりました。なお、前述のとおり、事業立て直しに係る販売コストの減少などにより、営業損失は581百万円（前年度営業損失2,418百万円）と大幅に改善いたしました。

<オセアニア>

オセアニアにおいては、昨年度人気を博した映画コンテンツの商品展開が一巡したものの、「ポケモン」関連商品の販売が好調に推移いたしました。また、日本商品の展開を進めるなど、売上高は2,509百万円（前年度比0.0%増）となりました。また、販売費及び一般管理費を減少させたことにより、営業利益は57百万円（前年度営業損失104百万円）を計上することができました。

<アジア>

アジア地域においては、シンガポールにTOMY SOUTHEAST ASIA PTE. LTD.を開設し、2016年11月より、東南アジアでの販売及びマーケティング活動をスタートいたしました。「トミカ」については、玩具代理店と連携した売場づくりと、日本と同様にPOA拡大に取り組んでおり、コンビニエンスストアや書店などでの取り扱い増加により、販売が好調に推移いたしました。また、国や地域の購買水準に対応した低価格「トミカ」の「TOMICA COOL DRIVE」を中国、タイ、インド、インドネシア、マレーシアにおいて販売しております。さらに、韓国、香港、台湾などにおいてテレビアニメが始まった次世代ベージュマ「ベイブレードバースト」が好評を博しました。一方で、生産子会社であるTOMY (Hong Kong) Ltd.における欧米向け出荷が減少したことなどにより、売上高は47,771百万円（前年度比16.6%減）、営業利益は725百万円（同17.4%減）となりました。

- (2) 設備投資の状況
当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は73億円です。
その主なものは、金型の取得に34億円、アミューズメント機器の取得に24億円投資しております。
- (3) 資金調達の状況
当連結会計年度中に、当社グループの所要資金のため自己株式の処分及び当社株式の売出しを行い、62億円の資金を調達いたしました。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 63 期 平成26年 3 月期	第 64 期 平成27年 3 月期	第 65 期 平成28年 3 月期	第 66 期 平成29年 3 月期
売 上 高(百万円)	154,804	149,938	163,067	167,661
経 常 利 益(百万円)	3,300	2,014	1,459	7,823
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)	232	△1,817	△6,703	5,372
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	2円47銭	△19円91銭	△78円74銭	61円88銭
総 資 産(百万円)	156,467	159,638	145,652	157,693
純 資 産(百万円)	50,907	49,650	37,824	51,611

(注) 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第63期の企業集団の財産及び損益の状況については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社タカラトミーアーツ	100百万円	100.0%	カプセル玩具、玩具雑貨、アミューズメント機器等の企画製造販売
株式会社トミーテック	100百万円	100.0	鉄道模型等の企画製造販売
株式会社タカラトミーマーケティング	100百万円	100.0	玩具等の卸販売・ロジスティクス
株式会社キデイランド	100百万円	92.4	玩具雑貨等の販売
TOMY Holdings, Inc.	1米ドル	100.0	乳幼児製品、玩具等の企画製造販売等
TOMY International, Inc.	—	100.0	乳幼児製品、玩具等の企画製造販売等
TOMY (Hong Kong) Ltd.	10千香港ドル	100.0	乳幼児製品、玩具等の製造

(注) 上記7社は、売上高、総資産、当社の議決権比率等を参考に選定しております。

(10) 対処すべき課題

当社グループは、企業理念である「すべてのステークホルダーの夢の実現」に向けて、中核の玩具事業の強化をさらに進め強固な経営基盤を築くとともに、海外展開を推進し真のグローバル企業への変革を図ってまいります。

当社グループの中長期の重点課題とその対応策等は次のとおりであります。

① 中核玩具事業の強化

安定的に利益を創出する「トミカ」、「プラレール」、「リカちゃん」など当社グループが育んできた自社ブランドの強化を図るとともに、世界に通用するコンテンツの育成・開発を進めてまいります。また、現在、スマートフォンやタブレットの普及、SNSの拡大などによって、おもちゃのあり方や遊び方は大きく変化しており、さらにはソーシャルゲーム等の拡大により一般玩具市場の競争環境は激化しています。時代とともに進化する遊びに対応するため、従来のコマ同士をぶつける遊びに、新しく最新技術のNFCチップ、クラウドシステム等を導入し進化させた「バイブレードバースト」のような、これまでのアナログ玩具にデジタルの要素を加えた「おもちゃ4.0」を推進するとともに、自社キャラクターなど新規コンテンツの展開や、これまで商品展開していない玩具市場<White Space>へのビジネス展開を進めてまいります。また、ネット通販需要の盛り上がりとともに、市場が急成長しているeコマースやコンビニエンスストアなど玩具と消費者の接点を拡大すべく従来の流通に加え、新規の販路開拓を一層進めるとともに、それぞれの市場や売り場に合った商品開発、マーケティング戦略を進めてまいります。さらに、コスト構造を見直し、固定費圧縮により損益分岐点比率を低減させ、収益基盤の強化を図ってまいります。生産調達部門では、中国偏重の生産体制からベトナムなどへの生産シフトを進め、コスト競争力の強化及び商品の安全性と品質管理の徹底を進めてまいります。

② グローバル展開の推進

海外市場におきましては、本社主導によるアメリカズ（北米・中南米）、欧州、オセアニアを直接経営管理する体制のもと、TOMY Internationalグループを基軸に玩具・ベビー事業の再建を進めるとともに、収益率改善を目的とした事業の集中と選択を行ってまいります。また、収益性の向上

を図ることで、安定的なビジネス基盤を構築し、成長率の高い海外市場への展開を推進してまいります。アジア地域におきましては安定的に収益を確保できる定番商品を中心に現地の文化や購買水準に合わせた新商品の開発、新たなPOA(Point of Availability：販売箇所)拡大やイベントの開催などのマーケティング強化を行うなど、ASEAN諸国での玩具販売の拡大を図り、成長市場での事業拡大を図ってまいります。

③ 玩具周辺事業の拡大

日本及びアジア地域を中心に、当社グループの総合力を最大限発揮し、玩具を中心にブランドやキャラクターを活かした玩具周辺事業を拡大させてまいります。また、ソーシャルゲーム等の拡大などを鑑み、スマホアプリ事業の強化を推進してまいります。

④ 財務基盤の強化

グローバル競争での勝ち残り戦略実現のため、買収により増加した有利子負債の圧縮、内部留保蓄積による自己資本の拡充、リスクマネジメントの徹底を含む財務戦略を強力に推進し、リスクに耐える強固な財務基盤を構築してまいります。

⑤ 新たな企業風土の醸成と人財育成

時代のニーズを先取りする創造性と遊び心に富んだ人財や次世代を担うグローバル人財の採用・育成・最適配置・評価により、「真のグローバル企業」に相応しい企業風土の醸成を図ってまいります。

⑥ 内部統制強化とCSR推進

内部統制システムの継続的な改善を行い、コーポレートガバナンス強化、コンプライアンスの徹底を図ってまいります。また、CSR方針「私たちは、生業である“おもちゃ”を通じて広く社会に貢献してまいります。」のもと、取組むべき3つの重要主題「ものづくりへのこだわり」「健全な経営の実行」「社会・地球環境との共存」を社会的責任に関する国際規格であるISO26000の7つの中核主題を網羅するかたちで制定するとともに、商品のユニバーサル化を推進する「共遊玩具」や省資源・省エネルギーなど地球環境に配慮をした「エコトイ」活動など、「おもちゃ企業」らしいCSR活動を推進してまいります。

(11) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業	事業内容
玩具事業	玩具、トレーディングカードゲーム、ホビー、生活遊具、乳幼児製品等
玩具周辺事業	カプセル玩具、アミューズメント機器、玩具菓子等

(12) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

当 社	所在地
本 社	東京都葛飾区
青戸オフィス	東京都葛飾区
子 会 社	所在地
株式会社タカラトミーアーツ	東京都葛飾区
株式会社トミーテック	栃木県下都賀郡
株式会社タカラトミーマーケティング	東京都葛飾区
株式会社キデiland	東京都千代田区
TOMY Holdings, Inc.	米国イリノイ州オークブルック市
TOMY International, Inc.	米国アイオワ州ダイアースビル市
TOMY (Hong Kong) Ltd.	中国香港カオルンバイ

(13) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

地域セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
日本	990名 (1,445名)	1名減 (76名減)
アメリカズ	213名 (103名)	11名減 (－)
欧州	99名 (7名)	2名増 (8名減)
オセアニア	11名 (19名)	－ (2名増)
アジア	565名 (73名)	76名減 (36名増)
報告セグメント計	1,878名 (1,647名)	86名減 (46名減)
全社（共通）	73名 (5名)	5名減 (1名増)
合計	1,951名 (1,652名)	91名減 (45名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
495 (62) 名	4名増 (35名増)	41.3歳	8年10ヵ月

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高 (百 万 円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	23,298
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	18,855
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	3,171

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(平成29年3月31日現在)

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 384,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 96,290,850株 |
| (3) 株主数 | 86,825名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
司 不 動 産 株 式 会 社	7,565,312株	8.13%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,107,400	7.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,718,300	6.14
富 山 幹 太 郎	2,727,464	2.93
JUNIPER(常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	2,275,800	2.44
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM(常任代理人香港上海銀行東京支店 カ ス ト デ ィ 業 務 部)	1,911,800	2.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,718,100	1.85
富 山 章 江	1,483,101	1.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,428,200	1.53
クレディ・スイス・セキュリティーズ(ヨーロッパ)リミテッド・ビービー・オムニバス・クライアント・アカウント(常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	1,359,900	1.46

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,186,873株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成29年3月31日現在)

発行決議日	1個当たりの 発行価額	1株当たりの 行使価額	権利行使期間	新株予約権の 行使の条件	役員の保有状況	目的となる株式の 種類及び数
平成23年8月10日 (通常型ストックオプション)	無償	654円 (注) 2.	平成25年9月2日 ～平成29年6月30日 (注) 3.	(注) 7.	取締役(社外取締役を除く) 1名 30個 社外取締役 2名 110個 監査役 3名 110個	当社普通株式 25,000株
平成24年8月9日 (通常型ストックオプション)	無償	487円 (注) 2.	平成26年9月2日 ～平成30年6月30日 (注) 4.	(注) 7.	取締役(社外取締役を除く) 1名 156個 社外取締役 2名 110個 監査役 4名 90個	当社普通株式 35,600株
平成25年8月8日 (通常型ストックオプション)	無償	654円 (注) 2.	平成27年9月2日 ～平成29年6月30日 (注) 5.	(注) 7.	取締役(社外取締役を除く) 2名 950個	当社普通株式 95,000株
平成26年11月13日 (通常型ストックオプション)	無償	654円 (注) 2.	平成28年12月2日 ～平成30年6月30日 (注) 6.	(注) 7.	取締役(社外取締役を除く) 3名 4,518個	当社普通株式 451,800株
平成27年9月15日 (株式報酬型ストックオプション)	55,300円 (注) 1.	1円	平成27年10月2日 ～平成57年10月1日	(注) 8.	取締役(社外取締役を除く) 3名 283個	当社普通株式 28,300株
平成28年8月9日 (株式報酬型ストックオプション)	101,400円 (注) 1.	1円	平成28年10月4日 ～平成58年10月3日	(注) 8.	取締役(社外取締役を除く) 3名 196個	当社普通株式 19,600株

(注) 1. 権利付与対象者が当社に対して有する新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺されます。

- 平成23年8月10日(通常型ストックオプション) から平成26年11月13日(通常型ストックオプション) の1株当たりの行使価額は、平成29年2月24日開催の取締役会において決議されました公募による自己株式の処分に伴い、新株予約権の行使価額が調整されております。上記行使価額は調整後の行使価額を記載しております。
- 行使期間での行使可能な新株予約権の割合の限度数は以下のとおりです。
平成27年6月30日まで50%
平成29年6月30日まで100%
- 行使期間での行使可能な新株予約権の割合の限度数は以下のとおりです。
平成28年6月30日まで50%
平成30年6月30日まで100%
- 行使期間での行使可能な新株予約権の割合の限度数は以下のとおりです。
平成28年6月30日まで50%
平成29年6月30日まで100%

6. 行使期間での行使可能な新株予約権の割合の限度数は以下のとおりです。
平成29年6月30日まで50%
平成30年6月30日まで100%
7. 権利付与対象者が、当社・子会社・関連会社の役員または従業員の地位を喪失した場合、当該新株予約権は当社に返還されたものとみなします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が特別に認めた場合はこの限りではありません。
その他の条件については当社と権利付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
8. (1) 権利付与対象者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができます。
(2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しません。
(3) 権利付与対象者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができません。
(4) その他、新株予約権の行使の条件は、当社と権利付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議日	1個当たりの発行価額	1株当たりの行使価額	権利行使期間	新株予約権の行使の条件	使用人等への交付状況	目的となる株式の種類及び数
平成28年8月9日 (通常型ストックオプション)	無償	1,051円 (注) 1.	平成30年10月4日 ～平成32年10月2日 (注) 2.	(注) 3.	当社使用人 48名 1,360個 子会社の役員及び使用人 62名 1,840個	当社普通株式 320,000株

- (注) 1. 平成28年8月9日（通常型ストックオプション）の1株当たりの行使価額は、平成29年2月24日開催の取締役会において決議されました公募による自己株式の処分に伴い、新株予約権の行使価額が調整されております。上記行使価額は調整後の行使価額を記載しております。
2. 行使期間での行使可能な新株予約権の割合の限度数は以下のとおりです。
平成31年10月2日まで50%
平成32年10月2日まで100%
 3. 権利付与対象者が、当社・子会社の役員または従業員の地位を喪失した場合、当該新株予約権は当社に返還されたものとみなします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が特別に認めた場合はこの限りではありません。
その他の条件については当社と権利付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	富 山 幹 太 郎	
代表取締役社長	ハロルド・ジョージ・メイ	C E O TOMY Holdings, Inc. C E O
取締役常務執行役員	小 島 一 洋	C F O 連結管理本部長
取締役常務執行役員	鴻 巣 崇	事業統括本部長
取 締 役	宮 城 寛 映	
取 締 役	水 戸 重 之	TMI総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社ブロッコリー社外監査役 日本コロムビア株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	野 沢 武 一	
監 査 役	梅 田 常 和	公認会計士梅田会計事務所所長 株式会社エイチ・アイ・エス社外取締役 監査等委員 株式会社ハーバー研究所社外取締役 監査等委員 澤田ホールディングス株式会社社外監査役 スズデン株式会社社外取締役
監 査 役	野 上 順	野上順税理士事務所所長
監 査 役	吉 成 外 史	あかつき総合法律事務所所長 株式会社フーマイスターエレクトロニクス社外監査役 株式会社バリュエーション社外取締役 監査等委員

- (注) 1. 取締役宮城寛映氏、取締役水戸重之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役梅田常和氏、監査役野上順氏、監査役吉成外史氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役野沢武一氏、監査役梅田常和氏、監査役野上順氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております
- ・常勤監査役野沢武一氏は、株式会社タカラ（現株式会社タカラトミー）の取締役管理本部長兼財務部長として平成11年6月から平成13年6月まで、通算2年にわたり決算手続並びに財務諸表の作成等に従事し、税理士となる資格を有しております。
 - ・監査役梅田常和氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役野上順氏は、税理士の資格を有しております。
4. 平成29年4月1日付にて、次のとおり取締役の地位の異動がありました。
- | (氏名) | (異動後の地位) | (異動前の地位) |
|-------|-----------|-----------|
| 小島 一洋 | 取締役専務執行役員 | 取締役常務執行役員 |
| 鴻巣 崇 | 取締役専務執行役員 | 取締役常務執行役員 |
5. 当社は取締役宮城寛映氏、取締役水戸重之氏、監査役梅田常和氏、監査役野上順氏、監査役吉成外史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当社の取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	定額報酬		ストック オプション		賞与金		計
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
取 締 役 (うち社外取締役)	名 6 (2)	百万円 109 (17)	名 5 (2)	百万円 17 (0)	名 6 (2)	百万円 105 (4)	百万円 232 (21)
監 査 役 (うち社外監査役)	名 4 (3)	百万円 41 (26)	名 4 (3)	百万円 0 (0)	名 4 (3)	百万円 10 (6)	百万円 51 (32)
計	10	151	9	17	10	115	284

- (注) 1. 株主総会の決議（平成18年6月27日開催第55回定時株主総会）による取締役報酬額（定額報酬）は年額400百万円以内、また監査役報酬額（定額報酬）は年額70百万円以内であります。
2. 株主総会の決議（平成27年6月24日開催第64回定時株主総会）によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、取締役（社外取締役を除く）について年額200百万円以内であります。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役水戸重之氏は、TMI総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には法律業務を委託する取引関係がありそれに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
- ・監査役梅田常和氏は、公認会計士梅田会計事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役野上順氏は、野上順税理士事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役吉成外史氏は、あかつき総合法律事務所所長であります。当社と同事務所との間には法律業務を委託する取引関係がありそれに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも2%未満であります。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役水戸重之氏は、株式会社ブロッコリー、日本コロムビア株式会社の社外監査役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役梅田常和氏は、澤田ホールディングス株式会社の社外監査役であり、株式会社エイチ・アイ・エス、株式会社ハーバー研究所の社外取締役監査等委員であり、スズデン株式会社の社外取締役であります。
当社と株式会社エイチ・アイ・エスとの間には景品の取引がありました。その取引金額は50万円未満であります。
当社とその他兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役吉成外史氏は、株式会社フーマイスターエレクトロニクスの社外監査役であり、株式会社バリューHRの社外取締役監査等委員であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。

③会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係について該当事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（19回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役宮城寛映	19回	100%	－	－
取締役水戸重之	18	94	－	－
監査役梅田常和	19	100	14回	100%
監査役野上順	19	100	14	100
監査役吉成外史	19	100	13	92

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役宮城寛映氏は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、これまでの経験を生かして経営に関する発言及び助言を積極的に行っております。
- ・取締役水戸重之氏は、主に知的財産が専門の弁護士として業務提携等について、積極的発言を行っております。
- ・監査役梅田常和氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を積極的に行っております。
- ・監査役野上順氏は、主に税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な建設的な発言を行っております。
- ・監査役吉成外史氏は、主に弁護士としての会社法的視点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための積極的発言を行っております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度の額は法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	99百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	104

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会では会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3.当社の重要な子会社のうち、TOMY Holdings, Inc.、TOMY International, Inc.、TOMY (Hong Kong) Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、30百万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム)の基本方針 (会社法第362条第4項第6号)	【基本方針の決議の内容】 当社は、ステークホルダーの信頼に応え、持続的企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コーポレートガバナンスの充実と内部統制システムの継続的改善に努めております。
1. コンプライアンス体制 (会社法施行規則第100条第1項第4号)	【基本方針の決議の内容】 ①「タカラトミーグループ行動基準」を制定し、全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、全役職員に周知徹底させております。 ②コンプライアンス体制及びリスク管理体制の充実、徹底を図るため、代表取締役を委員長とし社外取締役・監査役などで構成される「リスク／コンプライアンス委員会」を設置して、リスク／コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に報告する体制を採っております。 ③代表取締役の直轄組織である「内部統制・監査部」が、当社及びグループのコンプライアンスの状況を監査し、随時、代表取締役及び監査役会に報告しております。 ④社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求等には毅然とした態度で組織的に対応いたします。 ⑤取締役会は、当社株式の大規模買付行為等の有事に際し、社外取締役・社外監査役で構成される「特別委員会」を設置し、同委員会が行う買付内容の評価・検討、買付者に対する対抗措置発動の要否等を含む勧告を最大限尊重して、対応方針を決定するものとしております。 【運用状況の概要】 ①「タカラトミーグループ行動基準」を制定し、タカラトミーグループ役職員への周知徹底のために携帯用カードを配布しています。「タカラトミーグループ行動基準」及び「COB C (Code of Business Conduct)」の理解を目的として、タカラトミーグループ役職員に対してeラーニングを実施しています。本研修を受講し、本行動基準及びCOB Cへの遵守の宣誓を行った後に、受講者に対して修了書を授与しています。また、毎年、全役職員向けに「コンプライアンスを考える日」を開催しています。今年度も当社役員が自ら講師となりコンプライアンス遵守の重要性について再度確認しています。

	その他に、コンプライアンスの意識の醸成及び知識の向上を目的として次のような研修を実施しています。 a.管理職向けに「コンプライアンス研修」を実施 b.国内全役職員向けに定期的にコンプライアンス研修を実施 c.国内全役職員向けにコンプライアンスに関するメールマガジンを配信し、他社での違反事例や話題となった事例を提供
2. リスクマネジメント体制 (会社法施行規則第100条第1項第2号)	【基本方針の決議の内容】 ①「リスク／コンプライアンス委員会」及び「内部統制・監査部」により、内部統制と一体化した全社的なリスク管理体制を構築しております。 ②不測の事態が発生した場合には、速やかに「危機管理対策本部」を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を最小限に止めるとともに、再発防止対策を講じるものいたします。 ③環境及び製品の安全性に関しては、専担組織として設置された「社長室社会活動推進課」及び「安全品質統括部」を中心に、環境問題及び安心できる優良な商品を提供するプロセスの強化に取り組んでおります。 【運用状況の概要】 ①リスク管理については、社会の変化及び法令の改正に併せて必要に応じて規程及び方針を変更及び制定をしています。また、事業を継続させるために、震災等の不測の事態に備え定期的に防災訓練を実施しています。 ②製品の安全性に関して、安全品質統括部により商品の法規制、業界で定めたS T（セーフティイ）基準だけでなく、当社基準に基づき、企画から出荷のあらゆる工程において、厳格に審査を実施し、より安心な商品が提供できる体制を構築しています。また、毎年、「安全の日」を開催し、商品の安全性の再認識と意識向上を図っています。 ③内部通報規程に基づき、当社、グループ会社の内部通報窓口及び弁護士事務所による外部窓口を設置するとともに多言語に対応したWEB窓口を設置しております。また、毎年、全従業員に内部通報制度を周知して、制度の徹底を図っております。

3. 効率的な職務執行体制 (会社法施行規則第100条第1項第3号)	【基本方針の決議の内容】 ①毎月1回の定例「取締役会」及び適宜臨時取締役会を開催し、グループ全体の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を行っております。 ②グループの業務運営管理を円滑かつ効率的に行うため本部ごとに原則月1回以上定例会議を開催し、経営の全般的執行に関する意思決定を機動的に行っております。本部会議の決定事項は、「取締役会」に必要な応じて報告される体制をとっております。 ③取締役会の諮問機関として、社外取締役・社外監査役などで構成される「取締役指名委員会」及び「報酬委員会」を設置して、各取締役の評価・選任及び報酬額等の内容に係る方針につき提言・助言を求めています。 ④代表取締役の諮問機関として、社外取締役・監査役などで構成される「アドバイザー・コミッティー」を設置して、当社及びグループの業務執行の有効性、財務の信頼性等に関する幅広い助言を求めています。 ⑤代表取締役の諮問機関として、常勤取締役などで構成される「執行役員評価委員会」を設置して、当社執行役員の評価等に関する幅広い助言を求めています。 ⑥「執行役員制」導入による権限委譲等により、取締役会の方針・戦略・監督のもと、各グループ及び各担当部門における業務執行の迅速化・効率化を図っております。 ⑦「中期経営方針」を策定し、中期的な基本戦略、経営目標を明確化するとともに、各年度毎の「利益計画」に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。
	【運用状況の概要】 ①取締役会は、「取締役会規程」に基づき原則毎月開催しているほか、適宜臨時にて開催しております。また、取締役会及び代表取締役の諮問機関である各種委員会についても定期的に開催し、その結果を取締役会、もしくは代表取締役に随時報告しています。 また、取締役会全体の実効性評価について、取締役会の構成メンバーにより年1回以上の自己評価を行い、取締役会の実効性を高めるための改善につなげています。 ②取締役会から本部会議及び執行役員への権限を明確に割り当てることにより、グループ会社の経営の全般的執行及び業務執行についての意思決定が迅速に行われています。

4. 情報の保存及び管理体制 (会社法施行規則第100条第1項第1号)	【基本方針の決議の内容】 ①取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い、文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。 ②情報の管理に関しては、「情報セキュリティ基本規程」を定め、個人情報を含む情報資産を確実に保護するための対策を講じております。 ③ディスクロージャー体制の強化により、迅速な情報開示と経営の透明性の更なる追求を図っております。 【運用状況の概要】 ①取締役の職務執行について、株主総会及び取締役会の議事録に記録し、法令及び社内規程に基づき管理・保存をしています。
5. グループ管理体制 (会社法施行規則第100条第1項第5号)	【基本方針の決議の内容】 ①主要なグループの非常勤取締役または非常勤監査役に、原則として当社役員または従業員が1名以上就任し、各社の業務執行の適正性を監視・監督しつつ、グループ全体でのリスク管理及びコンプライアンス体制強化を図っております。 ②グループ管理体制については、グループ管理の担当部署を置き、社内規程に基づき、各グループの特性、状況に応じて必要な管理・指導を行っております。 ③コンプライアンス・リスク管理・情報管理等に関しては、グループ共通の関連諸規程を整備するとともに、「リスク／コンプライアンス委員会」及び「内部統制・監査部」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス意識の醸成、全社的視点からのリスクマネジメント体制の確立を図っております。 ④各グループは、毎月1回定例で開催される「グループ月次報告会」にて利益計画の進捗等の報告を行っております。 【運用状況の概要】 ①グループ会社の事業運営に関する重要事項については、管掌部門及び経営企画部門が協議をした上で、当社に事前承認を得る手続きを行っています。 ②当社及びグループ会社はリスク調査を実施し、そのリスクの特性に応じて対応策を検討しています。リスク／コンプライアンス委員会は全社横断的に対応すべきリスクを定め、当社内部統制部門と当該リスクの管理部門と連携して、対応策を協議しています。 ③内部監査部門は、リスクアプローチの観点にて内部監査を実施しています。また、グループ会社の監査役は会計及び業務監査を実施し、法令・定款の遵守に対する施策の実施状況を監査しています。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制	【基本方針の決議の内容】 ①財務報告に係る信頼性を確保するため、関連諸規程の整備や金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適正な提出のために必要な内部統制システムを構築しております。 ②内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保しております。 【運用状況の概要】 財務報告に係る信頼性を確保するため、内部統制システムを整備し、当該システムが適正に機能することを継続的に評価しております。内部統制上何らかの問題点が発見された場合には、原因に応じて必要な是正措置を都度行っております。
7. 監査役監査体制 (会社法施行規則第100条第3項)	【基本方針の決議の内容】 (1) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 ①監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会など重要な会議に出席するとともに、議事録、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を開覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができる体制を採っております。 ②監査役（会）は、会計監査人及び内部統制・監査部並びにグループの監査部門と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携してグループ内部統制状況を監視しております。 (2) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項 ①当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等については、事業年度ごとに一定額の予算を設けております。また、監査役は、職務の執行に必要な費用を、会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払いを行っております。また、監査役は、必要に応じて、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は会社が負担するものとしております。 (3) 監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合における当該従業員に関する事項及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項 ①監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する従業員を置くものとしております。 ②監査役会の職務を補助する従業員の任命・異動等人事に関する事項については、事前に監査役の同意を得たうえで行うものとし、監査役の指揮命令のもと業務を行い、当該従業員の取締役からの独立性を確保いたします。

	(4) 取締役・従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制 ①当社及びグループの取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査役会に報告するものとしています。 ②監査役は、定例重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けるものとしております。 ③監査役への報告を行った当社及びグループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループの役職員に対して周知徹底しております。
	【運用状況の概要】 ①当社監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会など重要な会議に出席し、事業遂行及び財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けるとともに活発な意見交換をしております。 ②当社監査役は各種委員会に適宜参加しており、情報共有を行うとともに意見交換を積極的に行っております。 ③当社監査役会は、会計監査人、内部統制・監査部及びグループの監査部門と監査上の重要課題等について意見・情報の共有をし、連携してグループ内部統制の状況を監視しています。 ④当社の監査役会は当該監査役会メンバーとグループ会社の監査役を構成メンバーとしたグループ監査役会を開催し、監査上の重要課題等について意見・情報共有をし、当社グループ全体の監査の充実を図っています。 ⑤当社は監査役の職務を専任で補助する従業員を1名置いております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「われらの優良な商品で世界の市場をにぎわせよう」「誠意と努力は他を益し自己の幸福の基となる」を創業理念として掲げ、創業以来、「製品の安全品質」はもちろん「遊びの品質」においてもより優良なものの子供たちに提供し、「健全な子供文化の育成」に努めてまいりました。おかげさまでお客様の多大な信頼を受け、「プラレール」「トミカ」「リカちゃん」「チョロQ」など多数の商品が世代間を越えたロングセラー商品として当社の貴重な財産となっております。当社の創業理念は、会社の根幹を成すものであり、当社のみならず当社グループにおいて脈々と引き継がれております。創業理念の実現に向かって進むべき羅針盤として、次の企業理念を定めました。

「すべての『夢』の実現のために
こどもたちの『夢』の実現のために
わたしたちの『夢』の実現のために
株主の『夢』の実現のために
パートナーの『夢』の実現のために
社会の『夢』の実現のために
わたしたちは新しい遊びの価値を創造します」

「すべての『夢』の実現のため」に向けた当社グループの行動が、将来に向かって当社の企業価値を最大化するものであり、それが、株主価値の最大化に繋がるものであると考えております。当社グループでは、今後も新しい遊びの価値の創造や製品品質の向上を図り、将来を担う子供たちのために「健全な子供文化の育成」を当社の使命として真摯に受け止め、その実践により「タカラトミー」ブランド価値の更なる向上を推進しております。「タカラトミー」ブランドを光り輝かせるブランド価値経営は、すべてのステークホルダーの方々の「夢」の実現を可能にするものであると確信しております。

そのため、当社株式を大量に買い付ける提案を受けた場合には、その買付けが、ステークホルダーの方々の共感を得て脈々と引き継がれてきた当社の創業理念や企業理念、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を適切・的確に判断するために当該買付者の提案する事業計画の内容とその実現可能性・適法性、当社のステークホルダーに与える影響、当社及び当社グループの企業価値に及ぼす影響、更には、当社の将来計画への影響を十分に把握して判断する必要があります。

当社取締役会は、上記要素を鑑みて、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大規模な取得行為や買収提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記(1)記載の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます）の実現のため、以下の取組みを行ってまいります。

- ①中長期的な会社の経営戦略による企業価値の向上の取組み
当社グループは、持続的な成長と収益力の向上を実現するため、以下の中長期的な会社の経営戦略を推進しております。

- イ. 中核玩具事業の強化
- ロ. グローバル展開の加速
- ハ. 玩具周辺事業の拡大
- ニ. 財務基盤の強化
- ホ. 新たな企業風土の醸成と人財育成
- ヘ. 内部統制強化とCSR推進

- ②「コーポレートガバナンス（企業統治）の強化」による企業価値向上への取組み

当社では、ステークホルダーの信頼に応え、持続的な企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、経営の効率化を図りつつ経営チェック機能の充実、内部統制環境の整備、リスク管理並びにコンプライアンス体制の強化等、コーポレートガバナンスの充実に向け取り組んでおります。

当社では、「取締役会」をグループ全体の方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督を行う機関として位置づけ、取締役6名のうち2名は社外取締役とし、監査役4名のうち3名は社外監査役として、意思決定の透明性を図るとともに、「執行役員制度」を導入し経営の迅速性・効率化を図っております。また、当社では各統括本部ごとに「統括本部会議」を原則月1回以上開催し、経営全般の執行に関する意思決定を機動的に行うとともに、「リスク／コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図っております。さらに、代表取締役の諮問機関として「アドバイザリー・コミッティー」を設置し、業務執行の有効性、財務の信頼性等に関する幅広い助言を求めています。また、当社では、原則月1回「監査役会」を開催し、取締役の業務執行の監査に必要な重要事項の協議・決定を行っております。さらに、監査役は定例重要会議や不定期の会議等に出席し、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けています。内部監査については、代表取締役直轄の「内部統制・監査部」が、各部門の業務遂行状況並びにコンプライアンスの状況を監査し、随時代表取締役及び監査役会に報告しております。監査役、会計監査人、内部統制・監査部は、監査上の重要課題について意見・情報交換をし、互いに連携して当社及び当社グループの内部統制状況を監視しております。

- (3) 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の概要

当社は、平成28年6月24日開催の当社第65回定時株主総会において株主の皆様の承認を受け、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます）を継続いたしました。本対応方

針は、有事の際に新株予約権の無償割当て（以下「対抗措置」といいます）を行うことができる事前警告型ライツプランであり、具体的内容は以下のとおりです。

- ①当社が発行者である株券等の保有割合が20%以上となる買付け等（以下「大規模買付行為等」といいます）を行おうとする者（以下「買付者」といいます）は、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を当社に対して提供していただきます。
- ②当社取締役会は、有事に際し、特別委員会を設置します。特別委員会は、当社取締役会に対し、企図されている大規模買付行為等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案等を提出するよう求めることがあります。
- ③特別委員会は、買付者や当社取締役会から情報を受領した後、当社取締役会からの付議を受けて、当社取締役会が当該大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するに必要な情報のすべてが記載された書面による提案を受領した時から起算して、原則として最長60営業日以内に、買付内容の評価・検討を行い、買付者に対して対抗措置を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に対し勧告を行います（なお、特別委員会は、その勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付することができます）。特別委員会は、必要と判断する場合には、独立した外部専門家等の助言を得ることができます。また、当社取締役会は、買付者との交渉、株主に対する情報開示等を行います。
- ④当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置を発動するか否かの決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、原則として、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。この場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとします。
- ⑤買付者が、本対応方針に定める手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社は、特別委員会の判断を経た上、対抗措置の発動を決定することができます。
- ⑥対抗措置を発動する場合に株主の皆様に割り当てられる新株予約権には、買付者等一定の者（以下「非適格者」といいます）による権利行使は認められない旨の行使条件、及び当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付することができます。これにより、非適格者以外の株主に対して当社株式が交付された場合には、当該非適格者の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることとなります。

継続後の詳細につきましては、平成28年5月10日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

(4) 上記特別な取組み及び本対応方針についての取締役会の判断及びその理由

①基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社の「中長期的な会社の経営戦略」「コーポレートガバナンスの強化」等の各施策は、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを直接の目的とするものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、当社取締役会は、当該取組みが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

②当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針について

本対応方針は、(i)株主及び投資家の皆様並びに買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するため、事前の開示がなされていること、(ii)本対応方針による買収防衛策の導入及び継続に関して、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得ているため、本対応方針の発効及び継続について株主の意思が反映されており、また、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には本対応方針はその時点で廃止されるものとしているため、本対応方針の存続も株主の意思に係らしめられていること、(iii)本対応方針に定める対抗措置の発動または不発動等に関する当社取締役の恣意的な判断を排除するため、有事に当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役及び社外監査役によって構成される特別委員会を設置することとし、その客観的な判断を最大限に尊重して本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定するものとされていること、(iv)特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、当社株主総会を招集し、その決議に従って対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとされていることから、対抗措置の発動・不発動についても株主の皆様が意思が反映され得ること、(v)合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされていること等から、当社取締役会は、本対応方針が、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	102,891	流 動 負 債	43,649
現金及び預金	58,623	支払手形及び買掛金	9,477
受取手形及び売掛金	20,942	短期借入金	7,099
商品及び製品	13,982	1年内返済予定の長期借入金	4,408
仕掛品	328	リース債務	2,287
原材料及び貯蔵品	1,286	未払金	7,809
繰延税金資産	1,931	未払費用	8,881
その他	5,965	未払法人税等	2,038
貸倒引当金	△168	返品調整引当金	428
固 定 資 産	54,772	製品自主回収引当金	107
有形固定資産	15,819	役員賞与引当金	177
建物及び構築物	4,437	その他の	934
機械装置及び運搬具	714	固 定 負 債	62,432
工具、器具及び備品	2,387	社 債	10,000
土地	4,194	長期借入金	43,240
リース資産	3,599	リース債務	950
建設仮勘定	485	繰延税金負債	2,293
無形固定資産	33,915	再評価に係る繰延税金負債	472
のれん	20,468	退職給付に係る負債	3,034
商標利用権	6,853	役員退職慰労引当金	141
その他	6,593	その他の	2,300
投資その他の資産	5,037	負 債 合 計	106,082
投資有価証券	2,584	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	207	株 主 資 本	39,696
その他	2,294	資 本 金	3,459
貸倒引当金	△49	資本剰余金	9,045
繰延資産	29	利益剰余金	29,264
社債発行費	29	自己株式	△2,073
資 産 合 計	157,693	その他の包括利益累計額	11,366
		その他有価証券評価差額金	735
		繰延ヘッジ損益	1,133
		土地再評価差額金	364
		為替換算調整勘定	9,999
		退職給付に係る調整累計額	△866
		新株予約権	182
		非支配株主持分	365
		純 資 産 合 計	51,611
		負 債 純 資 産 合 計	157,693

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	167,661
売上原価	103,924
売上総利益	63,736
販売費及び一般管理費	55,992
営業利益	7,744
営業外収益	961
受取利息及び配当金	97
受取賃貸料	155
為替差益	596
その他	111
営業外費用	882
支払利息	624
支払手数料	5
その他	252
経常利益	7,823
特別利益	103
固定資産売却益	14
新株予約権戻入益	56
偶発損失引当金戻入益	29
その他	3
特別損失	799
固定資産売却損失	46
減損損失	689
その他	63
税金等調整前当期純利益	7,127
法人税、住民税及び事業税	2,680
法人税等調整額	△949
当期純利益	5,397
非支配株主に帰属する利益	24
当期純利益	5,372

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,459	6,423	24,972	△6,814	28,040
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△862		△862
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,372		5,372
自 己 株 式 の 取 得				△4	△4
自 己 株 式 の 処 分		2,611		4,745	7,356
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		11			11
土地再評価差額金の取崩			△217		△217
株主資本以外の項目の当連結会計 年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	2,622	4,292	4,740	11,656
当連結会計年度末残高	3,459	9,045	29,264	△2,073	39,696

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰 延 ヘッ ツ 益	土 地 再評価 差額金	為 替 換 算 差 額	退職給付に 係る調整額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	738	△698	146	9,846	△928	9,105	320	357	37,824
当連結会計年度変動額									
剰 余 金 の 配 当									△862
親会社株主に帰属する 当期純利益									5,372
自 己 株 式 の 取 得									△4
自 己 株 式 の 処 分									7,356
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動									11
土地再評価差額金の取崩									△217
株主資本以外の項目の当連結会計 年度変動額（純額）	△3	1,831	217	152	62	2,260	△138	8	2,130
当連結会計年度変動額合計	△3	1,831	217	152	62	2,260	△138	8	13,786
当連結会計年度末残高	735	1,133	364	9,999	△866	11,366	182	365	51,611

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	59,165	流 動 負 債	21,539
現金及び預金	37,763	支 払 手 形	326
売 掛 金	14,321	買 掛 金	4,668
商 品 及 び 製 品	2,405	短 期 借 入 金	1,359
原材料及び貯蔵品	798	1年内返済予定の長期借入金	3,062
前 渡 金	182	リ ー ス 債 務 金	1,472
前 払 費 用	853	未 払 金	7,108
繰延税金資産	357	未 払 費 用	1,924
未 収 入 金	584	未 払 法 人 税 等	1,192
そ の 他	1,912	製 品 自 主 回 収 引 当 金	107
貸 倒 引 当 金	△15	役 員 賞 与 引 当 金	115
固 定 資 産	62,323	そ の 他	203
有 形 固 定 資 産	10,740	固 定 負 債	51,518
建 物	3,081	社 会 債	10,000
構 築 物	41	長 期 借 入 金	35,161
機 械 及 び 装 置	109	リ ー ス 債 務	469
車 両 運 搬 具	0	繰 延 税 金 負 債	214
工具、器具及び備品	1,942	再評価に係る繰延税金負債	472
土 地	3,570	退 職 給 付 引 当 金	851
建 設 仮 勘 定	72	債 務 保 証 損 失 引 当 金	3,878
リ ー ス 資 産	1,923	長 期 預 り 保 証 金	21
無 形 固 定 資 産	790	資 産 除 去 債 務	161
借 地 権	25	そ の 他	286
ソ フ ト ウ エ ア	535	負 債 合 計	73,058
そ の 他	229	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	50,791	株 主 資 本	46,327
投資有価証券	2,060	資 本 金	3,459
関係会社株式	48,402	資 本 剰 余 金	9,402
出 資 金	51	資 本 準 備 金	6,050
長期貸付金	359	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,351
長期前払費用	92	利 益 剰 余 金	35,539
そ の 他	183	利 益 準 備 金	747
貸 倒 引 当 金	△359	そ の 他 利 益 剰 余 金	34,791
繰 延 資 産	29	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	103
社 債 発 行 費	29	国 庫 補 助 金 圧 縮 積 立 金	0
資 産 合 計	121,517	別 途 積 立 金	12,600
		繰 越 利 益 剰 余 金	22,087
		自 己 株 式	△2,073
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,950
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	672
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	912
		土 地 再 評 価 差 額 金	364
		新 株 予 約 権	182
		純 資 産 合 計	48,459
		負 債 純 資 産 合 計	121,517

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	75,664
売 上 原 価	48,744
売 上 総 利 益	26,919
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	23,593
営 業 利 益	3,325
営 業 外 収 益	1,213
受 取 利 息 及 び 配 当 金	526
受 取 賃 貸 料	392
為 替 差 益	161
そ の 他	133
営 業 外 費 用	619
支 払 利 息	256
社 債 利 息	69
貸 与 資 産 経 費	182
支 払 手 数 料	5
製 品 自 主 回 収 引 当 金 繰 入 額	62
そ の 他	42
経 常 利 益	3,919
特 別 利 益	690
新 株 予 約 権 戻 入 益	56
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	634
特 別 損 失	775
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	700
そ の 他	75
税 引 前 当 期 純 利 益	3,834
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,165
法 人 税 等 調 整 額	△247
当 期 純 利 益	2,916

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金				利益剰余金					自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
						固定資産圧縮積立金	国庫補助金圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	3,459	6,050	740	6,790	747	218	0	12,600	20,135	33,702	△6,814
当 期 変 動 額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△114			114	—	—
剰 余 金 の 配 当									△862	△862	△862
当 期 純 利 益									2,916	2,916	2,916
自 己 株 式 の 取 得											△4
自 己 株 式 の 処 分			2,611	2,611							4,745
土地再評価差額金の取崩									△217	△217	△217
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,611	2,611	—	△114	—	—	1,951	1,836	4,740
当 期 末 残 高	3,459	6,050	3,351	9,402	747	103	0	12,600	22,087	35,539	△2,073

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	679	△622	146	203	320	37,662
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩						—
剰 余 金 の 配 当						△862
当 期 純 利 益						2,916
自 己 株 式 の 取 得						△4
自 己 株 式 の 処 分						7,356
土地再評価差額金の取崩						△217
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6	1,535	217	1,746	△138	1,607
当 期 変 動 額 合 計	△6	1,535	217	1,746	△138	10,796
当 期 末 残 高	672	912	364	1,950	182	48,459

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

株式会社タカトミー
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 清 幸 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 男 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカトミーの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカトミー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

株式会社タカラトミー
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 清 幸 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 関 口 男 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカラトミーの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載の内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

株式会社タカラトミー 監査役会

常勤監査役 野 沢 武 一 ㊞

監査役(社外監査役) 梅 田 常 和 ㊞

監査役(社外監査役) 野 上 順 ㊞

監査役(社外監査役) 吉 成 外 史 ㊞

以 上

メ 毛

[illegible]

メ 毛

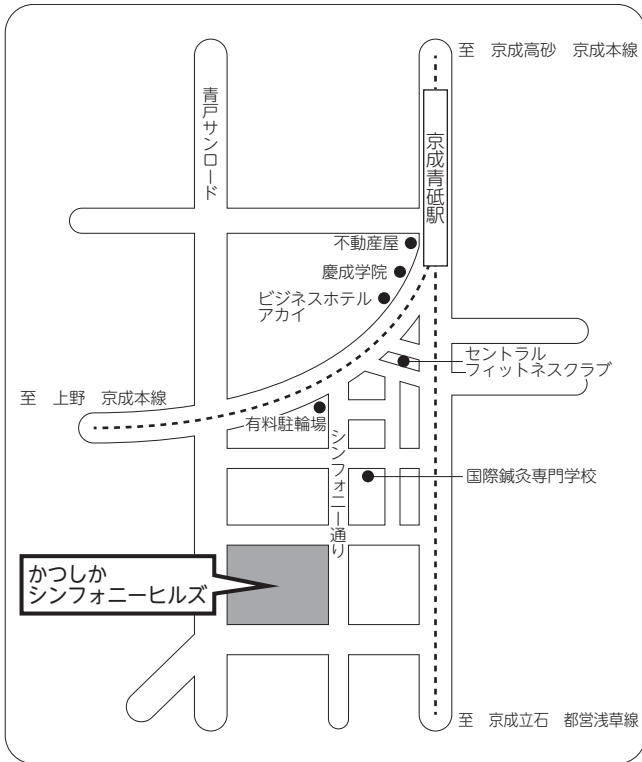
[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：東京都葛飾区立石六丁目33番1号

かつしかシンフォニーヒルズ モーツァルトホール

☎ 03 (5670) 2222



交通のご案内

徒歩●京成青砥駅下車徒歩約7分

バス●亀有駅から新小岩駅行約15分、新小岩駅から亀有駅行
約20分文化会館下車すぐ

(お車でのご来場はご遠慮くださるようお願いいたします)

株主総会にご出席される株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性を勘案し、昨年より株主総会におけるお土産の配布をとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

